

産地活性化総合対策事業推進費補助金等 交付要綱の制定について

〔 2 1 生産第 9 8 1 4 号
平成 2 2 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正	平成23年4月1日	22生産第10889号
改正	平成23年10月27日	23生産第4881号
改正	平成24年4月6日	23生産第6154号
改正	平成24年5月9日	24生産第424号
改正	平成25年5月16日	25生産第373号
改正	平成26年1月15日	25生産第2695号
改正	平成26年3月5日	25生産第3230号
改正	平成26年4月1日	25生産第3435号
改正	平成27年4月9日	26生産第3324号
改正	平成27年9月30日	27生産第1823号
改正	平成28年2月29日	27生産第2705号

この度、産地収益力向上支援事業、農畜産業機械等リース支援事業及び強い農業づくり交付金（市町村型）の実施に係る産地収益力向上支援事業推進費補助金等交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、このことに併せ、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱（平成20年4月1日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

(別紙)

産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱

- 第1 農林水産大臣は、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「産地活性化実施要綱」という。）、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2448号農林水産事務次官依命通知）、いぐさ・曇表農家経営所得安定化対策事業実施要綱（平成26年3月20日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）及びさとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18生産第9639号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。
- 第3 次の（1）及び（2）に掲げる流用をしてはならない。
- （1）別表1の区分の欄に掲げるⅠとⅡの事業の相互間における流用
- （2）別表1の区分の欄のⅠの経費の欄に掲げるⅠからⅨまでの事業の相互間における流用
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、別表2の事業名の欄に掲げるそれぞれの事業の補助事業者の区分に従って交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に正副2部を提出するものとする。
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。
- 第5 第4の申請書及び添付書類の提出は、交付決定者が別に定める日までに行うものとする。
- 第6 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号により変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第8 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第9 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定のあった年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第4号により補助金等事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出して行うものとする。ただし、交付決定者（交付決定者が農林水産大臣とされている場合においては農林水産省生産局長又は政策統括官）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該年度の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第14 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行う場合及び交付決定者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

附 則

1 産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱（平成20年4月1日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知。以下「旧生産拡大交付要綱」という。）は、廃止する。

2 1により廃止された旧生産拡大交付要綱に基づき、平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 この交付要綱の改正に伴い、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この交付要綱及び2による廃止前の農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱に基づき、平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

この通知は、平成28年2月29日から施行する。

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	3 輸出用GAP等普及推進事業 (1) 販路拡大等を目指したGAPの普及推進事業 (2) ICTを活用した既存GAPの高度化支援事業 ア ICT機器の操作習熟等を図るための研修会の開催 イ クラウドによる情報システムの利用 ウ GLOBALG. A. P.等の取得 (3) 全国推進事業 ア GLOBALG. A. P.の運用改善に係る取組 イ 輸出用GAPの策定に係る取組 4 農作業安全・高度な栽培技術確立事業 (1) リスクアセスメントに基づく農作業時の安全確保技術の確立 (2) ICTを活用したスマート農業導入実証 ア 地域協議会の開催 イ 精密農業に必要なシステム等の活用及びその成果等の評価 ウ クラウドによる情報システムの利用 エ GAP導入・実践支援システムの取組 オ マーケティング支援の取組	1/2以内 定額 1/2以内 定額 定額、1/2以内 定額、1/2以内 定額 定額 1/2以内 1/2以内 定額 定額		
	Ⅲ 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 薬用作物産地確立支援事業	定額、1/2以内 ただし、補助率の内容は産地活性化実施要綱別表3の定めるところによるものとする。	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	2 国産茶輸出拡大等促進支援事業 3 地域特産作物産地確立支援事業	定額、1/2以内 ただし、補助率の内容は産地活性化実施要綱別表3の定めるところによるものとする。 定額		
	IV 青果物流通システム高度化事業 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 地区推進事業 2 全国推進事業	定額、1/3以内 ただし、補助率の内容は産地活性化実施要綱別表4の定めるところによるものとする。 定額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	V 国産花きイノベーション推進事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 地区推進事業 2 全国推進事業 (1) 花き日持ち性向上対策実証事業 (2) 花き生販連携活動推進事業 (3) 少量花材安定供給体制構築支援事業 (4) 花きの効用検証・普及事業 (5) 花育活動全国推進事業 (6) くらしに花を取り入れる新需要創出事業 (7) オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給対策事業	定額、1/2以内 定額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	VI 産地収益力増強支援事業推進費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 (1) 作付体系転換支援事業 (2) 米粉製造革新技術等開発支援事業 (3) 全国推進事業 ア 大豆価格形成安定化事業 イ 革新技術等波及展開支援事業 2 養蜂等振興推進事業 (1) 地区推進事業 ア 蜜源等実態把握調査事業 イ 蜜源植物の植栽支援事業 ウ 飼養管理等のデータ収集調査事業 エ 花粉交配用昆虫の利用技術実証支援事業 (2) 全国推進事業 3 地域作物支援地区推進事業 国内産いもでん粉高品質化推進事業 4 地域バイオマス支援地区推進事業 畜産経営環境調和推進支援事業 5 産地技術導入支援事業 新技術導入地区推進事業 (継続地区) 6 食肉等産地育成強化推進事業 7 乳業再編等合理化推進事業 (1) 地区推進事業 (2) 全国推進事業	定額 1/2以内 定額 定額 定額 定額 1/2以内 定額 定額、1/2以内 1/2以内 定額 定額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 4 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	VII 農畜産業機械等リース支援事業推進費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 新品種・新技術活用型 2 産地活性化型 3 地域作物支援型 VIII いぐさ・昼表農家経営所得安定化対策事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 経営所得安定化対策事業費 2 経営所得安定化対策推進事業	定額 定額 定額 定額 定額	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 経費の相互間における増減 1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 経費欄の1及び2の経費の相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
	IX 雪害対応産地再生緊急支援事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 残さ等の撤去、整地、整枝等の栽培環境の整備事業 2 作物生産の再開に向けた資材の共同購入事業	定額 1/2以内、 9/20以内	1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 3 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止
II さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者経営安定対策事業費補助金	さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業費 補助事業者がさとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業実施計画書に基づいて実施する事業に要する経費	定額		1 事業実施主体の変更 2 事業の廃止

別表2（第4、第6、第7、第10、第11関係）

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
1 新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち産地ブランド発掘事業、地域コンソーシアム支援事業、種苗供給円滑化事業、新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち国産原材料供給力強化支援事業 2 生産システム革新推進事業のうち援農隊マッチング支援事業（全国推進事業を除く。）及び輸出用GAP等普及推進事業（ICTを活用したGAPの高度化支援事業、全国推進事業を除く。） 3 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業のうち薬用作物産地確立支援事業及び国産茶輸出拡大等促進支援事業 4 青果物流通システム高度化事業（全国推進事業を除く。） 5 国産花きイノベーション推進事業（全国推進事業を除く。） 6 産地収益力増強支援事業のうち大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（全国推進事業を除く。）、養蜂等振興推進事業、産地技術導入支援事業、食肉等産地育成強化推進事業及び乳業再編等合理化推進事業のうち地区推進事業 7 農畜産業機械等リース支援事業のうち新品種・新技術活用型、産地活性化型及び地域作物支援型 8 雪害対応産地再生緊急支援事業	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力増強支援事業のうち地域バイオマス支援地区推進事業	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	北海道農政事務局長
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力増強支援事業のうち地域作物支援推進事業	下記の区分以外の補助事業者	事業の実施地を管轄する地方農政局長
	北海道において主に事業を実施する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県において主に事業を実施する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち新品種・新技術コーディネーター活動支援事業 2 生産システム革新推進事業のうち援農隊マッチング支援事業（全国推進事業）、普及活動情報基盤整備事業、輸出用GAP等普及推進事業（全国推進事業、ICTを活用した既存GAPの高度化支援事業）及び農作業安全・高度な栽培技術確立事業 3 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業のうち地域特産作物産地確立支援事業	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
4 青果物流通システム高度化事業のうち全国推進事業 5 国産花きイノベーション推進事業のうち全国推進事業 6 産地収益力増強支援事業のうち全国推進事業 7 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業 8 さとうきび及びびでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業		